

令和6年度答申第5号

令和6年10月23日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年6月26日付け松教生企第116号をもって諮問のあった公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は妥当ある。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年3月8日付け公文書開示請求書により、「〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かる公文書一切及び〇〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市教育委員会や松戸市立学校やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる公文書一切。」(以下「開示請求文書」という。)について、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- (2) 本件開示請求に対して、平成31年3月22日付け公文書非開示決定通知書により本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年3月29日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年7月26日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が全く存在しないとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第7条第2号にも第3号アにも第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該

当しない。

本件処分には理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分機関の説明要旨

処分機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

開示請求文書について、〇〇〇〇弁護士への支出は無く、また〇〇〇〇弁護士との関係がわかる公文書の取得及び作成もしていないことから、公文書は不存在であり、条例第10条第2項に該当する。

また、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の不存在について

処分庁は、開示請求文書は、取得・作成していないため、文書不存在として条例第10条第2項に該当することを説明している。

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

そして、開示請求に対する決定等について、条例第10条第2項において、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないことを規定する。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行い、処分庁が対象とした文書の不存在、及び審査請求人が主張するその他の文書についての存在

について確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(2) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書非開示決定通知書において、①非開示条項、②文書が不存在であること示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(3) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年	月	日	内 容
令和	元年	6月26日	諮問書の受理
令和	6年	5月8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和	6年	6月20日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和	6年	7月25日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和	6年	9月27日	第4回審査会（審議）
令和	6年	10月23日	第5回審査会（審議）